

類似商品・役務審査基準〔第11-2020版対応〕における主な変更点

表示の追加・削除(例)

第9類「携帯情報端末の部品及び附属品」(11B01 11C01) **追加**

第9類「携帯情報端末用カバー」「携帯情報 端末用ケース」「携帯情報端末用ストラップ」
「スマートフォン用カバー」「スマートフォン用ケース」「スマートフォン用ストラップ」
(11B01 11C01) **追加** ※上記の「携帯情報端末の部品及び附属品」の概念下に追加。

第41類「インターネットを利用して行う映像の提供」(41E02) **追加**

第41類「インターネットを利用して行う音楽の提供」(41E03) **追加**

第28類「昆虫採集用具」(25B02) **削除** (11-2020版から採用不可)

その他(例)

第6類「金属製金具(「安全錠・金属製鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。)」(13C01)
→「金属製金具(「安全錠・鍵用金属製リング・**金属製鍵**・南京錠」を除く。)」
表示変更 ※除いている商品の記載順序を修正。

第20類「靴保護金具(金属製のものを除く。)」(22A02)
→「**靴保護具**(金属製のものを除く。)」 **表示変更**

~~第30類「菓子」(30A01)~~

→ **第29類**「菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)」(30A01)

→ ~~第30類「菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)」(30A01)~~

表示変更・一部区分移行

~~第30類「甘栗」「甘納豆」「いり栗」「いり豆」「焼きりんご」「ゆで小豆」(30A01)~~

→ **第29類**「甘栗」「甘納豆」「いり栗」「いり豆」「焼きりんご」「ゆで小豆」(30A01) **区分移行**

※ 11-2020版(2020年1月1日以降の出願)から、これまで一律に第30類で採択してきた「菓子」の一部が**第29類**に移行されます。

主として、果物、野菜、豆類又はナッツを主たる材料とし、それらの根本的な性質を変えない程度の煎る、煮る、焼く、揚げる等の加工及び調味をしてなる商品は第29類、それ以外の商品は引き続き第30類に分類されることとなります。

なお、11-2020版から、「菓子」「〇〇を使用した菓子」「〇〇を加味した菓子」等の表示は、区分を特定する上で十分に明確なものとは認められないことから、採用不可となります。

~~第42類「デザインの考案(広告に関するものを除く。)」(42P01)~~

→「デザインの考案」 **表示変更**

※ ニース国際分類表11-2019版で第42類に「販売促進用材料のグラフィックデザインの考案」が追加されたことに加え、11-2020版で第35類の「広告用材料のデザインの考案」が「広告用コンセプトの開発」に表示変更された結果、「広告」に関するものでもグラフィックデザインに係る役務は、第42類に属することが明らかとなりました。なお、これまで第35類で採用していた「広告デザインの考案」等の表示については、11-2020版(2020年1月1日以降の出願)からは、第35類「広告用コンセプトの開発」であるか、第42類「販売促進用材料のグラフィックデザインの考案」であるか紛らわしいことから、採用不可となります。

このほかにも多数の変更があります。詳しくは変更点一覧をご覧ください。